

平成29年度 公益財団法人亀山市地域社会振興会事業計画

振興会は、三重県知事から「公益財団法人」の認定を受け、文化振興事業、市民交流を目的とした事業、振興会が所有する青少年研修センター及びスポーツ研修センターの管理運営など様々な公益を目的とした事業を実施し、市民へのサービスの向上及び福祉の増進を図っております。

平成29年度においても、多種多様化する市民のニーズを的確に捉え、当財団の強みである「専門性、地域性」を最大限に活かしながら、従来にも増してより質の高い運営サービスを提供するとともに、効率性、効果性にも十分考慮しながら、組織強化と経営の安定化を推進します。

このような状況を踏まえ、振興会は、市民の皆さんが「亀山に住んでいてよかった」、「これからも亀山に住み続けたい」と感じていただけるようなまちづくりの一翼を担っていきたいと考え、次の5つを基本方針に掲げ、地域社会の健全な発展に貢献できるよう取り組んでまいります。

基本方針

1 公益目的事業の更なる推進

文化振興を目的とした自主文化事業の開催、市民交流を目的とした事業の開催、研修センターの管理運営などの公益を目的とした事業を実施し、更に地域社会の健全な発展に貢献します。

2 公平・平等な管理運営

施設を管理運営するにあたり、公平性、中立性、透明性を確保するとともに、高齢者や障がい者などにも配慮した利用者の目線に立ったよりきめの細かい管理運営を行います。

3 サービスの向上及び利用の拡大

市民の皆さんのご意見やご要望等を取り入れながら、サービスの向上を図るとともに、利用の拡大を図り、誰もが「利用したい」、「また利用したい」と感じていただけるような施設づくりを行います。

4 安全、安心、快適な施設提供

日常点検の励行と法令等で定められた定期点検などを実施することにより、利用者が安全、安心、かつ快適に利用できるよう万全を図ります。

5 財団の持続的な発展と経営の更なる安定化

職員の能力向上や専門スタッフの配置など行い、組織全体をレベルアップさせるとともに、入場料・利用料金収入などの収入を確保しつつ、効率的・効果的な運営に努め、経営の更なる安定化を図ります。

事業計画

1 公益目的事業

公益を目的に、文化振興事業、市民交流を目的とした事業、研修センターの設置及び管理運営、施設及び公園の維持管理、貸館事業の5つの事業を実施し、地域社会の健全な発展に貢献します。

(1) 文化振興事業

鑑賞型、参加型、育成型事業の三つを柱に特色ある自主文化事業を開催し、市民文化の向上及び文化の振興を図ります。

①鑑賞型事業

優れた舞台芸術をより多くの市民に低廉な料金で鑑賞できる機会を提供します。

この鑑賞型事業は、特定の文化に偏らず子ども向け、若者向け、高齢者向け等様々なジャンルの催物を開催し、市民が年に一度はこの事業にご来場していただけるよう取り組みます。

(ア) クラシック等音楽コンサート

2月18日(日)	オペラ「ヘンゼルとグレーテル」
----------	-----------------

(イ) 子ども向け催物

1月20日(土)	しまじろうコンサート
----------	------------

(ウ) 若者向け催物

9月(予定)	つるの剛士コンサート
--------	------------

(エ) 演歌、歌謡ショー

10月7日(土)	三山ひろしコンサート
----------	------------

(オ) 大衆向け催物

7月(予定)	吉本新喜劇
--------	-------

(カ) 映画鑑賞会

9月(予定)	優秀映画鑑賞推進事業
--------	------------

(キ) ワンコイン コンサート

7月(予定) 12月(予定)	ワンコイン(500円)で鑑賞できるコンサートを企画
-------------------	---------------------------

②参加型事業

これまでの経験や培ったノウハウを生かし、個人や市民団体などが参加できる催物を開催します。

この参加型事業は、文化の交流と市民参画の機会の提供を目的に、様々な形態による催物を開催し、市民文化活動の向上を図るとともに、地域の活性化に繋がります。

(ア) ゴールデンウィークふれあいプラン

5月3日～5日	子ども自由画コンテスト、親子そば打ち体験など親子で参加できる催物
---------	----------------------------------

(イ) 文化会館フェスタ

5月20日(土) 21日(日)	市民・文化団体等の自主企画による活動発表の機会を提供
--------------------	----------------------------

(ウ) さいまつコンサート

12月3日(日)	第1部：地元音楽団体の発表の場の提供 第2部：ベートーヴェンの「第九」の合唱
----------	---

(エ) 亀山ミュージックパーティー

12月23日(土)	亀山を拠点に活動するバンド10団体程度の交流演奏会
-----------	---------------------------

(オ) 亀山音楽祭 ～未来へつなげるコンサート～

2月11日(日)	第1部：「雪月花かめやま」など亀山の歌の継承 第2部：市民音楽団体とプロの演奏家とのセッション
----------	--

(カ) KMJ 亀山ミュージックジャンボリー

3月11日(日)	出場するバンドを一般公募し、テープ審査、ライブ審査を経て残った10チームのバンドによる競演
----------	---

(キ) 亀山ミュージカル劇団事業

4月～	市民参画による亀山ミュージカル劇団事業（練習及び成果発表） 成果発表公演：11月26日(日)
-----	---

③ 育成型事業

各種団体や次世代を担う青少年などの文化活動の支援や育成に取り組み、地域文化の裾野の拡充を図ります。

(ア) 子ども創作広場

6月(予定)	子ども絵画や工作など創作活動を実施する催物
--------	-----------------------

(イ) 亀山若い芽のコンサート

7月22日(土)	音楽を愛し、音楽を学び、世に羽ばたこうとする人たちをクラシック音楽を中心に一般公募し、舞台での演奏経験を積ませ、鑑賞者への魅せ方など様々なことを体験してもらいます。
----------	--

(ウ) アウトリーチ活動

10月(予定) 1月(予定)	小学校や中学校などに出向いて、プロによる合唱指導、プロによる演奏会やワークショップなどを通じ、文化活動に興味を持つ若い人材を育成します。 10月合唱指導 1月ふれあいコンサート
-------------------	--

(エ) 市民自主運営型事業

3月(予定)	自分たちだけでは、発表の機会がもてない個人や文化団体が自ら企画・運営する催物で、地域文化活動の支援、裾野の拡充に繋がります。
--------	--

④その他の事業

文化会館の施設・設備を利用体験することにより、その良さや特性を市民に知ってもらうことで、今後の施設利用促進に繋がります。

(ア) スタインウェイを弾いてみませんか！

2月(予定)	文化会館保有のスタインウェイを低料金で市民に開放し、気楽に触れて親しんでいただく企画。
--------	---

(イ) バンド練習体験

2月(予定)	文化会館にあるバンドの機材で低料金で演奏体験してもらい、今後の利用促進に繋げる企画。
--------	--

(ウ) 大ホール演奏体験

2月(予定)	大ホールに音響反射板を設置し、持参の楽器で本格的な舞台演奏を低料金で体験していただく企画。
--------	---

(2) 市民交流を目的とした事業

市民のふれあい交流を目的とした事業を開催することで、地域社会の健全な発展に貢献します。

①花しょうぶまつりの開催

市の花である「花菖蒲」を市民により一層親しまれるもの、身近なものとして感じていただけるようPRするとともに、市民の憩いの場及びふれあい交流の場として、今年も6月上旬に亀山公園花菖蒲園で「花しょうぶまつり」を開催します。

このまつりは、今回で20回目となります。まつりを開催するに当たっては、ボランティアで実行委員会を組織し、花菖蒲の栽培指導、写真コンテスト、写生大会をはじめ、各種出店など計画し、市民交流を図るとともに、地域の活性化にも繋がります。

②石水溪まつりの開催

亀山市の誇れる景勝地である石水溪の素晴らしさを知ってもらうとともに、市民のふれあい交流を目的に、今年も秋に石水溪キャンプ場で「石水溪まつり」を開催します。

このまつりは、今回で10回目になります。まつりを開催するに当たっては、ボランティアで実行委員会を組織し、子どもを対象にした絵画コンクール、宝さがし、マスつかみなどのお楽しみ企画や石水溪ミニハイキング、自然観察会、木工教室など石水溪にちなんだイベントを行い、市民交流を図るとともに、地域の活性化にも繋がります。

(3) 研修センターの設置及び管理運営

青少年研修センター及びスポーツ研修センターを振興会が設置し、管理運営することにより市民サービスの向上、福祉の増進を図ります。

①青少年研修センターの設置及び管理運営

青少年の社会教育の振興と健康の維持・増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、文化の向上に寄与することを目的に同施設を設置し、管理運営します。

②スポーツ研修センターの設置及び管理運営

市民の健康維持・増進と体位向上を図り、武道等の奨励・研修並びに社会体育の普及発展を図ることを目的に同施設を設置し、管理運営します。

(4) 施設及び公園の維持管理

亀山市から第3期目の指定管理者の指定を受けた4年目（指定管理期間5年）として、文化会館及び中央コミュニティセンター、都市公園83施設と有料公園施設（亀山公園野外ステージ）、石水溪キャンプ場3施設の合計89施設の維持管理を行います。

維持管理を行うにあたっては、利用者が安心、安全かつ快適に利用できるよう万全を図るとともに、必要最小限の経費で最大の効果が発揮できるよう効率的、効果的に実施します。

(5) 貸館事業

亀山市から指定管理者の指定を受けた施設と振興会が所有する青少年研修センター及びスポーツ研修センターの貸館事業を行います。

貸館を行うにあたっては、公平性、中立性、透明性を確保するとともに、高齢者、障がい者にも配慮するなど利用者の視点に立ったよりきめの細かい運営サービスを提供します。

2 収益事業

振興会の安定した運営を図るために、機関紙「財団たより」の発行、駐車場の経営、切手類の販売など収益事業を行います。

(1) 財団たよりの発行

毎月1回、広告収入で振興会の機関紙である「財団たより」を発行して、管理運営施設の案内や事業など掲載して市民へのPRを図ります。

(2) 駐車場の経営

井田川駅前、井田川駅西、亀山駅前、亀山駅西、野村団地前駐車場を月極有料駐車場として経営し、利用者の利便を図ります。

(3) 切手類の販売

郵便切手、はがき、収入印紙等を販売し、利用者の利便を図ります。

3 法人管理事業

評議員会・理事会に関すること、定款及び諸規程の改廃に関すること、職員の勤務条件及び給与に関すること、予算及び決算に関すること、入金及び支払事務に関すること、行政庁に対する定期報告事務に関すること、亀山市等との連絡調整に関することなど法人全体を統括する事務事業を行い、振興会の円滑な運営を図ります。